

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

KY活動を牽引！
頼れる「安全リーダー」
クボタ宇都宮工場

特集Ⅱ

安特衛特 職場改善の「好機」に
鈴木 信生

別冊付録

安全衛生委員会を活性化させる方法
村木 宏吉

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは
 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2239

2015

8 / 1

■ 災害のあらまし ■

労働者がうつ病の既存疾病を有していたことを知らずに採用したが、新しい業務についたことによるストレスでうつ症状が悪化し、出社できなくなってしまった。

■ 判断 ■

労働者は、うつ病の重症化の原因が、新しい職場で慣れない業務を行うことによる精神的負担が加重されたためであると、休業補償を請求したが業務外とされた。

■ 解説 ■

ソフトウェア開発会社へ再就職した労働者が、入社1カ月後に体調を崩し出社ができなくなった。今まで経験したことのない業務を担当させられ、強い緊張感を強いられる状態となったことが原因として、休業補償を請求したが、発病前の認定の期間が1カ月ということと、発病後に過去にうつ病を発症していたことが分かり、個体の自然経過的な増悪による重症化であり、業務起因性はないとして不支給となった。

このケースのポイントは2つ。1つは心理的負荷による精神障害の認定に関してである。具体的出来事の種類としては、仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があったことに該当する。この場合の心理的負荷の総合評価の視点として、①業務の困難性、能力・経験と業務内容のギャップなど、②時間外労働、休日労働、業務の密度の変化の程度、仕事内容、責任の変化の程度などがある。この労働者は再就職で今までに経験のない業務に就き、常時緊張を強いられたことが原因として、心理的負荷の強度が「強」と主張した。しかし、業務起因性を判断する認定基準では、

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ
高橋社会保険労務士事務所

所長

高橋 雅人

第200回

発病前おおむね6カ月の間に起こった出来事について評価するものとしている。したがって、入社1カ月でうつ病を初めて発症することは医学的に認めることは困難とされた。

もう1つは、うつ病の既存疾病を有している個体的要因の重症化した原因が業務による増悪と認められるかどうかである。この点について、精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会が次のように報告している。「既に軽度の精神障害を発病している者が、新たな心理的負荷を要因として精神障害を重症化させることは、臨床において経験することがある。このため、既に業務外の精神障害を発病している労働者が、発病後に生じた業務による心理的負荷が要因となって、精神障害を悪化させることはあり得ると考える。しかしながら、一般に、既に精神障害を発病して治癒が必要な状態にある者（したがって、過去に精神障害を発症したが既に治癒している者とは異なる）は、病的状態に起因した思考から自責的・自罰的になり、ささいな心理的負荷に過大に反応するのであり、悪化の要因は必ずしも大きな心理的負荷によるものとは限らない。また、自然経過によって悪化する過程においてたまたま業務による心理的負荷が重なっていたにすぎない場合もある。このような精神障害の特性を考慮すると、悪化の前に強い心理的負荷となる業務による出来事が認められたことをもって、直ちにそれが精神障害の悪化の原因であるとまで判断することは現時点では医学上困難であり、したがって、業務起因性を認めることも困難といわざるを得ない」。このため、今回のケースは業務上とは認められないと考えられる。

ただし、必ずしも業務起因性を否定する



ものではないことも述べている。「具体的には『特別な出来事』に該当する、たとえば生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久に労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした等『心理的負荷が極度のもの』、または、発病直前の1カ月におおむね160時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の（たとえば3週間におおむね120時間以上の）時間外労働を行った（休憩時間は少ないが手持ち時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除く）という『極度の長時間労働』の出来事があり、その後おおむね6カ月以内に精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その心理的負荷が悪化の原因であると推認して、業務起因性を認めるのが適当」としたもので、可能性は低いが業務起因性を認める場合を挙げている。

昨今精神障害による労災申請が増加している。その中には既に発症している労働者もいるだろう。今後は労働者救済のために認定基準の見直しも必要といえる。また、障害者雇用率向上のため、精神障害を隠さずに就職活動ができる状況を実現していきたいものである。